

10月1日は

浄化槽の日

下水道(集落排水処理施設)と同じく、家庭で使用した水を綺麗にしてくれる浄化槽ですが、水環境を保全するためには、維持管理が必要です。浄化槽法という法律で「保守点検」「清掃」「水質検査」が義務付けられています。適正な浄化槽のご利用を願います。



お問い合わせ
☎63・3801

10月は臓器移植 普及推進月間

「いのちへの優しさと思いやり」

臓器移植は、みなさまから善意の臓器提供があつて成り立つものです。

あなたの意思で助



かるいのちがあります。意思表示カードにご自身の意思を表示して携帯することをお願いいたします。
意思表示カードは子育て福祉健康課、保健所等に備えています。

詳しくは、県庁薬務課(☎073・441・2663)まで。

10月10日は

目の愛護デー

「いつまでも「見える」人生を眼科医はあなたの目を守るパートナーです。」

目の病気も早期発見、早期治療が重要です。「目の愛護デー」を機会に目の大切さについて考えてみませんか？

また、視覚障害に悩む人が角膜移植を受けて視力が回復できるように「愛と健康の贈りもの」として死後の献眼登録をお願いします。

献眼登録について詳しくは、公益財団法人わかやま移植医療推進協会(☎073・424・7130)まで。

ハロウィンジャンボ5億円

(1等3億円・前後賞各1億円合わせて)

ハロウィンジャンボミニ5,000万円

(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。★宝くじの購入は和歌山県内で★

9月22日(水)2種類同時発売! 発売期間 9/22(水)～10/22(金)
抽せん日 10/29(金)



クーちゃん

公益財団法人和歌山県市町村振興協会

各1枚 300円



お問い合わせ
☎63・3802

住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額制度

住宅の耐震改修工事を行うと、その住宅の固定資産税が減額されます。

■対象住宅の要件

- ・昭和57年1月1日以前から存在する専用住宅、共同住宅、併用住宅(居住部分の割合が2分の1以上あること)
- ・現行の耐震基準に適合する住宅
- ・1戸あたりの耐震改修工事が、補助金などを除き50万円を超えるもの

■減額される範囲と税額

改修をした住宅の固定資産税の2分の1(ただし、1戸あたり床面積120㎡分に相当する税額が限度となります)

※長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2。「通行障害既存耐震不適格建築物」の場合は、工事が完了した年の翌年度は3分の2、翌々年度は2分の1となります。

■その他

- ・この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができませぬ
- ・新築住宅の減額やバリアフリー・省エネ改修工事による減額と同時に適用はできません

■申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。申告書は、税務課に備え付けています。

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額制度

減額制度

高齢の方、障がいのある方が居住する住宅について、次の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、住宅の固定資産税が減額されます。

■対象住宅の要件

- ・新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)および併用住宅(居住部分が2分の1以上あること)
- ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

■対象住宅の居住者要件

- 次のいずれかに該当する方
- ・65歳以上の方
- ・要介護認定または要支援認定を受けている方
- ・障がいのある方

■改修工事の要件

令和4年3月31日までにバリアフリー改修工事を行い、補助金や介護保険からの給付金を除いた自己負担額が50万円を超えるもの

■改修工事の内容

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配緩和
- ・浴室の改良
- ・トイレの改良
- ・手すりの取り付け
- ・床の段差解消
- ・引き戸への取り替え
- ・床表面の滑り止め化など

■減額される範囲と税額

改修工事を行った住宅の固定資産税の3分の1(ただし、1戸あたり床面積100㎡に相当する税額が限度となります)

